

一般社団法人

日本医療バランスト・スコアカード研究学会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本医療バランスト・スコアカード研究学会と称する。英文では (Japan Association for Healthcare Balanced Scorecard Studies : 略称H B S C) と表示する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、医療におけるバランスト・スコアカード（以下「B S C」と称する）の調査・研究を通じ、B S C手法の開発と普及および会員相互の交流をはかり、医療経営の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術総会、講演会、研修会等
- (2) 機関誌等、会員の研究成果の刊行
- (3) 医療におけるB S Cに関する調査・研究及び開発・普及活動
- (4) 内外の関連学術諸団体との協力活動
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合は、官報に掲載する等の方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(会員)

第7条 当法人に次の会員を置く。

(1) 個人正会員 当法人の目的に賛同する者で、当該年度の会費を添え所定の申込書を当法人事務局に提出し、理事会によって承認された者をいう。

(2) 名誉会員 当法人の進歩発展のために特に功労があった者で、別に定める内規により選出され、理事会の議を経て、社員総会で承認された者をいう。

(3) 賛助会員 当法人の目的に賛同する個人または団体で、所定の申込書を当法人事務局に提出し、理事会の承認を受け所定の会費を納めたものをいう。

(4) 学生会員 当法人の目的に賛同する者で、当該年度の会費と学生証の写しを添え所定の申込書を当法人事務局に提出し、理事会によって承認された者をいう。

(会費)

第8条 会員は社員総会が別に定める入会金及び年会費を納付しなければならない。

2 名誉会員はこれを免除する。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会の希望を当法人事務局に届け出たとき

(2) 会費を引き続き2年以上滞納したとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

(4) 当法人の名誉を傷つけ、また当法人の目的に反する行為があったと理事会が判定したとき

(5) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総社員の過半数が出席する社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、当該会員を除名することができる。

(1) 当法人の定款、規則または社員総会の決議に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけまたは目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、理事長は当該会員に対し、除名の決議を行う社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知を行い、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 理事長は、第1項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員総会)

第12条 当法人に第7条の会員をもって構成する会員総会を置くことができる。

2 会員総会の組織、運営その他必要事項は理事会が別に定める。

第3章 社員

(社員)

第13条 当法人の社員は、当法人の個人正会員であって、次条の規定により当法人の社員となったものとする。

(社員の資格の取得)

第14条 当法人の社員になろうとする個人正会員は、別に定める申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

(任意退社)

第15条 社員は、別に定める退社届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第16条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第17条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 社員である法人又は団体が解散したとき
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第18条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(種類)

第19条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第20条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第21条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 社員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書の承認

- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第22条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第23条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、総社員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第24条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第25条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第26条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

第27条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長が指名する出席社員1名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定等)

第29条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 3名以上18名以内
- (3) 監事 1名以上3名以内

2 前項の他、この法人に次の役職を置く。

- (1) 副理事長 2名
- (2) 学術総会会長 1名
- (3) 次期学術総会会長 1名
- (4) 前学術総会会長 1名

3 第1項の理事長をもって、代表理事とする。

4 代表理事以外の理事のうち若干名を業務執行理事とする。

(選任等)

第30条 当法人の役員は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 当法人の役員が社員の資格を喪失した場合には、当該役員は役員としての地位を喪失するものとする。

(理事の職務及び権限)

第31条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は、理事長に事故あるとき、理事長に代わってその業務を執行する。

3 業務執行理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務・権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第34条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第35条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第40条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第41条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

第7章 学術総会

(設置等)

第46条 当法人は、毎年1回学術総会を開催する。

2 当法人に学術総会長を置き、次の職務を行う。ただし法令またはこの定款により社員総会または理事長の権限に属するとされるものについては、この限りではない。

(1) 学術総会の開催及び運営

(2) 学術総会の演題の選定

3 学術総会会長は会員中より理事長が社員総会の承認を経て指名する。

4 学術総会会長の職務は、選定時の属する事業年度の翌々事業年度に開催する学術総会の業務完了時をもって終了する

(運営)

第47条 学術総会の会場、期日及び総会実行委員長と実行委員会の組成は学術総会会長が定め理事会の承認を得る。

2 学術総会における発表は個人正会員に限る。ただし学術総会会長の承認を受けたものは、個人正会員以外でも学術総会で講演を行うことができる。

第8章 会計

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(経費の支弁)

第49条 当法人の経費は年会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(事業計画及び収支予算)

第50条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第51条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第53条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第54条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第55条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第10章 委員会

(委員会)

第56条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員、社員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第57条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第12章 附則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(法令の準拠)

第59条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(最初の事業年度)

第60条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月末日までとする。

(設立時役員)

第61条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 高橋淑郎

設立時理事 渡辺明良

設立時理事 塩田龍海

設立時代表理事 高橋淑郎

設立時監事 伊藤博

設立時監事 中村彰吾

附 則

1. 改定：2019年6月24日（第29条・役員を設置等）
2. 改定：2023年6月27日（第7条・会員）